

## 〈指定認知症対応型通所介護(予防含む)事業所運営規程〉

(事業所の名称)

第 1 条 この指定認知症対応型通所介護(予防含む)事業を行う事業所の名称は、認知症対応型デイサービスセンターのむら藤園苑(以下「事業所」という。)と称する。

(事業所の設置場所)

第 2 条 事業所の場所は、富山県高岡市野村921番地 1 に設置する。

(実施主体)

第 3 条 事業所の実施主体は、社会福祉法人早川福祉会とする。

(事業の目的)

第 4 条 指定認知症対応型通所介護(予防含む)の事業は、介護保険法令に従い、要介護状態等にある利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第 5 条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 一、利用者の人格と自主性を尊重する。
- 二、行き届いた環境の下で、質の高い介護を提供する。
- 三、常に内容の充実及び向上を図るよう努力する。
- 四、地域・家庭などとの結びつきを大切にした運営を行う。

(職員の職種、員数等)

第 6 条 本事業所は、指定認知症対応型通所介護(予防含む)の提供にあたる従業者の職種・員数として、次の通り配置するものとする。

管理者	:	1名
生活相談員	:	1名
介護職員	:	2名
機能訓練指導員	:	看護職等を2時間以上配置する

(管理者)

第 7 条 本事業所は、常勤の管理者を 1 名配置する。

ただし、本事業所の管理上支障がない場合は、本事業所の職務と兼務することがある。

- 2 管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営基準を遵守させる為の必要な指導を行う。また、管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標及び当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した認知症対応型通所介護(予防含む)計画を作成する。

(従業者の職務内容)

第8条 指定認知症対応型通所介護(予防含む)を提供する従業者の職務内容は、次の通りとする。

**生活相談員** : 利用者及びその家族からの心身、生活、指定認知症対応型通所介護(予防含む)に関する内容等の相談に対応し、相談者の精神的負担の軽減を促すと共に、利用者により快適な認知症対応型通所介護(予防含む)が提供できるよう、当該の相談内容を必要に応じてサービスに反映し、質の改善・向上を目指す。

**介護職員** : 食事、レクリエーション、入浴(主治医の許可がある場合。)等、認知症対応型通所介護(予防含む)全般に渡る(他の職種が担当する職務内容を除く。)利用者への介護・支援を行う。

**機能訓練指導員、看護職員**  
: 日常動作訓練、歩行訓練等を実施・指導し、利用者が日常生活を営むのに必要な身体機能の減退を防止する。  
: 血圧、脈拍、体温測定等による健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援する。ただし併設事業者の職務と兼務することがある。

(営業日)

第9条 本事業所の営業日は、年中無休とする。

(営業時間)

第10条 本事業所の営業時間 8時30分から17時までとする。但し、営業時間外であってもサービスの提供を行うことがあるものとする。

(利用定員)

第11条 本事業所の利用定員は、12名とする。

利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護(予防含む)の提供が為されるよう、利用定員の遵守を徹底するものとする。

(指定認知症対応型通所介護(予防含む)の内容及び利用料等)

第12条 本事業所が提供する指定認知症対応型通所介護(予防含む)の内容は次の通りとし、指定認知症対応型通所介護(予防含む)を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生大臣が定める基準額(介護報酬の告示上の額。)によるものとする。

尚、当該指定認知症対応型通所介護(予防含む)が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額(介護保険負担割合証に基づく)とする。また介護報酬の告示上の額は、本事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

- ① 生活指導 : 創作作業やレクリエーション活動等。
- ② 機能訓練 : 歩行訓練・体操等。
- ③ 健康チェック : 体温・血圧・脈拍の測定等。
- ④ その他 : 入浴の提供及び介助等。

- 2 本事業所は、前項の利用料のほか、次に掲げる利用料を徴収する。
- ① 食事代 : 朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 650 円
  - ② おむつ代
  - ③ 利用者の選定によるレクリエーション・クラブ活動材料費
  - ④ 利用者の選定によるサービス利用時間延長における延長料金

3 第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 本事業所が提供する指定認知症対応型通所介護(予防含む)の通常の実施地域は、以下の通りとする。

高岡市全域

(留意事項の事前説明)

第 14 条 本事業所は、指定認知症対応型通所介護(予防含む)の提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎、機能訓練室利用時の注意事項等、その他当該指定認知症対応型通所介護(予防含む)のサービス利用に関する留意事項を、重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

(利用者側の留意事項)

- 第 15 条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
  - 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

(緊急対応)

第 16 条 本事業所が指定認知症対応型通所介護(予防含む)の提供を行っているときに、利用者 に病状等の急変(異常事態)が生じた場合、また、その他必要な場合には、看護職員及び介護職員等により迅速且つ適切な処置を行い、速やかに主治医への連絡、119番への通報、そして利用者の家族に対する連絡などの必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第 17 条 本事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとする。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。
  - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(職員の研修)

第 18 条 本事業所は、看・介護等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(内容、手続きの説明及び同意)

第 19 条 本事業所は指定認知症対応型通所介護(予防含む)の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又は、その家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得るものとする。

(身分証の携行)

第 20 条 本事業所の従業者は、身分証を携行し、利用者及びその家族から求められた時は、これを提示するものとする。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 21 条 本事業所は指定認知症対応型通所介護(予防含む)(法定代理受領サービスである場合を除く)に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定認知症対応型通所介護(予防含む)の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録書を利用者に対して交付するものとする。

(秘密保持等)

第 22 条 本事業所は、本事業所の従業者及び従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則及び指定認知症対応型通所介護(予防含む)サービスマニュアルの中に秘密保持義務を規定し日々の唱和等により指導を徹底するものとする。

2 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には文書で同意を得ます。

(苦情処理)

第 23 条 本事業所は提供した指定認知症対応型通所介護(予防含む)に対する利用者からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するために、指定認知症対応型通所介護(予防含む)サービスマニュアルの中に苦情処理の規定を定めその遵守を徹底するものとする。

(損害賠償)

第 24 条 本事業所は利用者に対する指定認知症対応型通所介護(予防含む)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第 25 条 事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施する。

(虐待の防止)

第 26 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
- 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(従業員の質の確保)

第 27 条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 28 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職場におけるハラスメント)

第 29 条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は令和6年10月1日から施行する。